

矢掛町賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

令和7年2月10日

矢掛町農業委員会

◆賃貸借(有償)によるもの

| 地域 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 | 面積 | 備考 |
|-------|---------|----------|---------|------|-----------------------|-----------|
| 矢掛町全域 | 6,500 円 | 11,700 円 | 2,100 円 | 41 筆 | 71,788 m ² | 田 (水稲) |

◆使用貸借(無償)によるもの

| 地域 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 | 面積 | 備考 |
|-------|-----|-----|-----|-------|------------------------|-----------|
| 矢掛町全域 | — | — | — | 418 筆 | 494,593 m ² | 田 (水稲) |

- ※ データ数は、集計に用いた筆数です。
- ※ 賃借料を物納としている場合は、60kg 当たり 18,900 円に換算しています。
- ※ 標準的な水準を算出するため、全賃借料データの平均値±70%を超えるもの・水稲以外のものを除いています。
- ※ 金額は、算出結果を四捨五入し 100 円単位としています。
- ※ 賃借料情報は実勢の集計値であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですので、実際の契約の際には貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結してください。